

令和4年尾張東部衛生組合議会第3回定例会会議録第1号

令和4年12月21日（水曜日）

議事日程第1号

令和4年12月21日（水曜日）午後2時00分開会

日程第1 会期の決定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 議案第3号 地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

出席議員（15名）

1番	石じま	きよし	2番	秋田	さとし
3番	市原	誠二	4番	三木	雪実
5番	川村	つよし	6番	富田	宗一
7番	伊藤	真規子	8番	浅井	寿美
9番	丸山	幸子	10番	山田	かずひこ
11番	三宅	聡	12番	松原	大介
13番	加藤	和男	14番	さとう	ゆみ
15番	山下	幹雄			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者	伊藤保徳	参与	森和実
参与	吉田一平	副管理者	青山一郎
監査委員（識見）	鈴木洋子	会計管理者	戸田仁司
瀬戸市 市民生活部長	藤井邦彦	瀬戸市 環境課市長	加藤守幸
尾張旭市 市民生活部長	大津公男	尾張旭市 環境課市長	木戸雅浩
長久手市 くらし文化部長	門前健	長久手市 環境課市長	富田俊晴
事務長	涌井康宣	事務次長	渡辺雅司

事務局出席職員氏名

主幹	功刀義行	専門員兼 業務係長	奥土芳弘
議会書記兼 専門員	杉原誠	議会書記	奥村あゆみ

○議長（山下幹雄） それでは、皆さんこんにちは。

定刻になりましたので始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は15名であります。これより令和4年尾張東部衛生組合議会第3回定例会を開会いたします。

なお、本日は傍聴人の定員を10名といたしましたので、ご承知おきください。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議長は管理者はじめ関係理事者の出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から提出される例月出納検査の結果報告について、本日までに受理いたしております。これらの報告書はいずれも事務局に保管してありますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります印刷物のとおりであります。

ここで、議案に対する質疑の進め方について、再度になりますがご確認をいたします。

議会の取決めに従いまして、発言は通告書の受付順とし、一問一答方式で行い、1問につきましては再々質疑までとして進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

これより日程に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定について

○議長（山下幹雄） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山下幹雄） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（山下幹雄） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第68条の規定により、議長において、11番三宅聡議員及び12番松原大介議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第3号 地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（山下幹雄） 次に、日程第3、第3号議案地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務次長。

○事務次長（渡辺雅司） ただいまご上程いただきました第3号議案地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例についてをご説明申し上げます。

第3号議案書をご覧ください。

4ページに理由がございます。

この案を提出いたしますのは、地方公務員法の一部改正等に伴い、尾張東部衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、尾張東部衛生組合職員定数条例、尾張東部衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、尾張東部衛生組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、尾張東部衛生組合職員の定年等に関する条例及び尾張東部衛生組合職員の再任用に関する条例中、所要の規定を整備するため、必要があるからでございます。

本組合における職員の人事、給与に係る条例につきましては、本組合の正規職員は瀬戸市からの派遣職員をもって構成されているため、瀬戸市の条例に当てはめて適用することから、その条文において、瀬戸市の例によると規定しているものがございません。

したがって、それら条例につきましては、瀬戸市の当該条例の改正によりその内容も変わるものでございますが、一方では瀬戸市の条例の内容に倣い、その条文を規定している条例も制定されていることから、本条例ではそれらの条例について瀬戸市の改正に倣った内容で整備を行うものでございます。

以下、条例の制定内容について説明させていただきます。

第1条尾張東部衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で

は、地方公務員法の一部改正において、同法第22条の4第1項に定年前再任用短時間勤務職員が規定されたことに伴い、第3条報告事項において、条番号を改正するものでございます。

第2条尾張東部衛生組合職員定数条例の一部改正では、第1条において所要の改正を、第2条職員の定数では、第3項で休職者など定数外とする職員について規定するものでございます。

第3条尾張東部衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部改正では、その全文を、「尾張東部衛生組合職員の分限に関する手続及び効果については、瀬戸市職員の分限に関する条例（昭和26年瀬戸市条例第35号）の例による。」とするものでございます。

なお、同条例は議案書に合わせて配付させていただいております参考資料1ページに記載されておりますように、管理監督職勤務上限年齢による降任等については、第1条この条例の目的に規定する降給から除外するなどの改正が行われております。

第4条尾張東部衛生組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の全部改正では、その全文を、「尾張東部衛生組合職員の懲戒の手続及び効果については、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年瀬戸市条例第36号）の例による。」とするものでございます。

なお、同条例は参考資料2ページに記載されておりますように、第4条減給の効果において、その対象に地域手当を加えるなどの改正が行われております。

第5条尾張東部衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正では、第1条において所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例は第2条、今回改正の対象ではないため議案書には記載されておませんが、第2条において、職員の定年等についてはこの条例に定めるもののほか、瀬戸市職員の例によると規定されており、参考資料3ページ以降に記載されておりますように、瀬戸市職員の定年等に関する条例は、地方公務員法の一部改正等に伴い、令和5年度から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げるとともに役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制を設けるなどの改正が行われております。

第6条暫定再任用制度が導入されることに伴い、尾張東部衛生組合職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

なお、施行期日につきましては令和5年4月1日とするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山下幹雄） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、期限までに質疑の通告はございませんでしたので、これにて質疑を終了することといたします。

これより討論に入りますが、これも期限までに討論の通告はございませんでしたので、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

第3号議案地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（山下幹雄） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第3号議案地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、管理者より発言を求められていますので、発言を許可します。

管理者。

○管理者（伊藤保徳） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、本定例会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重にご審議の上、議決を賜りましたこと厚く御礼を申し上げます。

さて、本組合では、本年5月に延命化工事を終えまして機能の回復が図られた焼却施設において、安全で安定的なごみ処理を継続をしているところでございますが、一方でごみ処理施設整備基本構想策定業務に着手をいたしておりまして、構成3市と協働し円滑な事務の推進に努めているところでございます。

次の施設更新につきましては、市民の方々によるご理解、ご協力が不可欠でございますので、こうした点からも議員各位には引き続きまして格別のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに臨み、何かと多忙な年末でございます。ご自愛をいただきまして、健やかに新年がお迎えいただけますこと心からご祈念を申し上げます。閉会のご挨拶とい

たします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（山下幹雄）　ありがとうございました。

これにて令和4年尾張東部衛生組合議会第3回定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時12分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

尾張東部衛生組合議会議長

尾張東部衛生組合議会議員

尾張東部衛生組合議会議員